

社労士國本の年中夢求 便り



“育児介護休業法”が改正されておりますので、早めの就業規則改正・監督署提出をお勧めいたします。もちろん当事務所でも相談に応じておりますよ。

メンタルヘルス不調者増加への対応

約6割の企業で「メンタル不調者が増加」

株式会社アドバンテッジリスクマネジメントは、従業員300名以上の企業・団体の経営者・人事部長を対象とした「安心して働ける環境を創るための人材戦略に関するアンケート」の結果を発表しました。

この中で、「メンタル不調者が増加している」との回答は58.7%に上りました。また、「メンタルヘルス対策の効果は不十分である」との回答は61.2%、「今後メンタルヘルス対策を見直す必要がある」との回答は74.4%でした。

労災請求件数も増加

6月には厚生労働省から「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」が発表されていますが、2009年度における精神障害等事案の労災補償状況については、請求件数1,136件（前年度比22.5%増）支給決定件数234件（同13.0%減）となっています。

業種別では、請求件数については「医療、福祉」に分類される「社会保険・社会福祉・介護事業」が最も多く、支給決定件数については「建設業」に分類される「総合工事業」が最も多くなりました。

年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに「30～39歳」が最も多くなっています。

メンタル不調者増加の要因は？

東京都産業労働局が発表した「中小規模事業所におけるメンタルヘルス対策に関する実態調査」（調査対象は従業員10人以上300人未満の事業所）によれば、事業所が考えるメンタル不調理由は、以下の通りとなっています。

- (1) 職場の人間関係 (46.2%)
- (2) 職場外の個人的な問題 (39.1%)
- (3) 仕事への不応 (39.1%)
- (4) 仕事の質の高さ (20.3%)
- (5) 仕事の量の多さ (19.3%)
- (6) 長時間労働 (12.2%)

職場としてメンタル不調者をどう考えるか

企業によって事情は様々でしょうが、上記の結果からもわかる通り、メンタルヘルス不調者を出さないために、企業には、「職場の人間関係をいかに良好にするか」「従業員それぞれに対していかに上手に仕事を割り振るか」「長時間労働をいかになくするか」などの配慮・努力が求められると言えます。

企業に求められる「受動喫煙防止」の取り組み

労衛法の改正を視野に

厚生労働省は、労働安全衛生法を改正して、職場における受動喫煙対策を義務付ける方針を明らかにしました。

法律を改正してまで受動喫煙対策に取り組もうとする強い意欲が伺えますが、改正法が成立すれば、商業施設等には大きな影響を与えることになりそうです。

健康増進法に基づく「努力義務」

現在、健康増進法では、役所・病院・商業施設など多くの利用者が集まる施設の管理者に対しては、受動喫煙を防止する「努力義務」を課しています。

健康増進法は、国民の健康の増進の重要性が増し、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請される中、厚生労働省が開始した「健康日本21」プロジェクトを中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として2002年に可決・成立した法律です。

厚生労働省は、この法律の規定に基づき、飲食店などを全面的に禁煙とするように、今年の2月に通知を出しました。

従業員の受動喫煙防止

そして、現在、労働安全衛生法改正についての議論が進められています。

主な内容としては、事務所・工場等は原則として禁煙とすること、喫煙室の設置は認めること、飲食店・商業施設等で接客を行う従業員の受動喫煙を防止するために、室内のたばこの煙に含まれる有害物質の空気中濃度を一定基準以下に抑えるように義務付けることなどです。

企業には大きな影響と負担

この濃度規制が導入された場合、全面禁煙とするか、喫煙室を設けるか、強力な換気施設を設けるか等の選択を迫られることとなります。

改正案は、来年の通常国会に提出される模様ですが、多くの企業に影響を与え、負担を強いることになるため、今後の動向が気になるところです。



「年金型生命保険」、二重課税は違法

政府が所得税還付の方針を発表

死亡保険金を年金で受け取る生命保険について、「相続税と所得税の両方を課税するのは違法である」との最高裁判所の判決を受け、政府は、同種契約の生命保険で徴収しすぎた所得税を還付する方針を発表しました。

二重課税として税金が還付される対象商品や手続きについて関心が集まっているようです。

還付の対象商品、還付の手続き

今回問題となったのは、「年金払い特約付き生命保険」という、契約者と被保険者でもある夫が亡くなり、死亡保険金の受取人に指定されていた妻が死亡保険金を一時金や年金で受け取ることができるタイプの保険ですが、「こども保険」や「個人年金保険」と呼ばれるものと同様のタイプのため、税金が還付される対象となる可能性があります。

実際に還付を受けるためには、自分が年金形式で受け取った保険金が還付の対象になるかの確認をする必要がありますが、税務署の他、実際に年金から所得税を天引きした生命保険会社で確認することができます。

還付対象に該当すれば、税務署に対して課税の誤りの訂正を求める手続き（更正の請求）を行う必要があります。ただし、税務署に出向いて手続きをしなければ税務署から還付されることはないので、注意が必要です。

ただ、国税庁は具体的にどの商品が還付の対象になるのかの判断基準をまだ公表していないため、確定的な回答は得にくい状況となっています。遅くとも年末までには具体的な還付の対象や手続きが国税庁のホームページ上で周知されるようです。

住民税や国民健康保険料などにも影響

所得税が変わると、住民税も還付される可能性が高くなります。住民税などの地方税は「所得税法で認定した所得に対して課税する」のが原則となっているため、年金で受け取った保険金が所得税の課税対象外となれば、住民税も課税対象外となります。

また、住民税額が変更になると、国民健康保険料や介護保険料、介護サービス利用料など広範囲に影響が及びます。

還付の対象や手続きなどに関する今後の具体的な情報に注意が必要です

國本の本棚より~ 今月は、“百年企業、生き残るヒント”です。

今月ご紹介する本は、“百年企業、生き残るヒント”という本です。

“企業の使命は永続することである”という言葉聞いたことはありませんか？

この本で紹介されている企業は、永続まではまだ至ってはいませんが、100年以上営業を続けており、永続への道を着実に歩んでいることとなります。

色々印象に残る箇所はあったのですが、仕事柄(?)最も印象に残った文章は、“多くの長寿企業では今でも「永年勤続表彰制度」があることが分かりました”という箇所でした。もちろんそれだけが長く続く理由の全てではないでしょうが、皆様もでき得る範囲で何か検討してみたいかでしょうか(賞状でも充分だと思います)?

大事なことは、一所懸命会社で働く社員の方を大切に思う気持ちです。



～ 所長のひとこと ～ “ 塾の申し込みをしました ”

塾と言っても、学習塾ではありませんよ。「柳井塾」という若手経営者の育成講座のことです。以下、中国新聞より抜粋します。

“柳井地域活性化戦略協議会は、地域をリードする若手経営者の育成講座「柳井塾」を27日から開講する。専門家から経営のノウハウや市場開拓の方法などを学ぶ。受講生15人を募集している。毎月1回、原則、柳井商議所(柳井市中央)で開き午前10時から正午まで。

前半は中小企業診断士や市内の会社経営者、会議所会頭たちが講師を務める。実体験を踏まえ「経営戦略の立て方」「人生観」などと題して話す。

後半は、ガソリン店経営会社の会長(柳井塾の塾長さんです)が担当。セールスマネージャーとして全国の大手百貨店などで指導や講演をしてきた塾長が、営業力強化や自己改革について語る。“

というものです(以上抜粋。一部私が加工しました)。

私は当初、後継者の方だけが対象と思い込んでおりました。しかし、地元銀行の方から「創業者でも、40歳目前でも大丈夫ですよ」と声をかけていただき、入塾を決意いたしました。

カリキュラムを見ると、来年7月まで盛りだくさんですが、これから月1回塾でしっかり学んで、そこで得たものを、お客様に還元していきたいです。

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

- ・就業規則の作成
- ・労災保険、雇用保険、社会保険関係の手続き及び相談
- ・求人募集手続き
- ・事業主様の労災保険特別加入の相談
- ・雇用保険助成金の申請

(若者を採用する際の助成金、育児休業時の助成金、パートタイマー等の待遇を向上したときの助成金、新規創業時の助成金等あらゆる助成金の相談に応じております。)

- ・労働者の雇い止めの相談
 - ・労働基準監督署の調査対応
 - ・年金相談
- 等 雇用に関するありとあらゆる相談ごとに対応いたします！

くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

- ・山口商工会議所エキスパート登録
- ・財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録
- ・一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー
- ・柳井市倫理法人会会員
- ・柳井商工会議所青年部所属

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

